

《安心その①-2(携行品損害保険金のみ)、3、4のみの補償)》

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
携行品損害保険	<p>日本国内旅行中の偶然な事故により、携行品*12に盗難・破損等の損害が生じた場合</p> <p>*12携行品とは、現金・乗車船券・宿泊券、衣類、カメラ一式等、被保険者(保険の対象となる方)が所有かつ携行する身の回り品をいいます。</p> <p>※有価証券、預貯金証書、定期券、クレジットカード、稿本、設計書、船舶(ヨット・モーターボートおよびボートを含みます)、自動車(バイクを含みます。)、ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山はんの登山用具、コンタクトレンズ、義歯、動植物、別送品等は含まれません。</p>	<p>(携行品*121個、1組または1対について10万円を限度とした)損害額*13をお支払いします。</p> <p>※乗車券等または通貨等については合計5万円を限度とします。</p> <p>*13損害額は、時価額または修繕費のいずれか低い方をいいます。</p> <p>※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、損害賠償請求権の保全手続費用についても、お支払いできることがあります。ただし、携行品損害保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。</p> <p>*1回の事故ごとに免責金額(自己負担額)3,000円をご自身で負担していただきます。お支払いする保険金=損害額*13-免責金額(自己負担額)3,000円</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<p>●ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)または保険金受取人の故意または重大な過失による損害</p> <p>●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故による損害</p> <p>●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害</p> <p>●保険の対象が通常有する性質や性能の欠如、自然の消耗、性質による変質・変色</p> <p>●単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害</p> <p>●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害*14</p> <p>●核燃料物質の有害な特性等による損害</p> <p>●携行品の置き忘れ、紛失*15</p> <p>●差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置はお支払いの対象となります。)</p> <p>●ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山はん、ハングライダー搭乗等を行っている間に生じたその運動用具の損害等</p> <p>*14「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による損害はお支払いの対象となります。</p> <p>*15 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>
救済者費用等保険金	<p>①日本国内旅行中に搭乗している航空機や船舶が行方不明または遭難した場合</p> <p>②被保険者(保険の対象となる方)がビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山はん中に遭難した場合*16</p> <p>③日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者(保険の対象となる方)の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となることが警察等の公的機関により確認された場合</p> <p>④日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)または継続して14日以上入院*3された場合</p> <p>*16 補償する場合には特別危険担保特約をセットし、別途割増保険料をいただきます(安心その①-1、2は割増保険料の適用による補償はありません。)。</p>	<p>ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)または被保険者の親族*9が負担した下記の費用をお支払いします。</p> <p>※ただし、救済者費用等保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。</p> <p>①捜索救助費用</p> <p>②現地への1往復分の交通費(救済者2名分まで)</p> <p>③宿泊料(1名について14日分を限度とし、救済者2名分まで)</p> <p>④現地からの移送費用*17</p> <p>⑤現地での諸雑費(3万円まで)</p> <p>*17 帰宅運賃のうち払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額はこの費用の額から差し引きます。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<p>●ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)の故意または重大な過失</p> <p>●保険金受取人の故意または重大な過失(その方が受け取るべき金額部分)</p> <p>●けんかや自殺行為・犯罪行為による事故</p> <p>●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故</p> <p>●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故</p> <p>●ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動中の事故(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金をお支払いの対象となります。安心その①-1、2は割増保険料の適用による補償はありません。) *18</p> <p>●自動車等の乗用車を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間の事故等</p> <p>*18 捜索救助費用については、特別危険担保特約をセットし、割増保険料をいただいた場合もビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山はんの行程中に遭難したことによって支払った費用はお支払いの対象となりません。</p>

*2 被保険者(保険の対象となる方)以外の医師が必要であると認め、被保険者以外の医師が行う治療をいいます。

*3 自宅等での治療*2が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

*9 6親等内の血族、配偶者*10または3親等内の姻族をいいます。

*10 婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。)。

①婚姻意思*11を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること

*11 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

*19 「熱中症危険担保特約追加タイプ」では、熱中症(急激かつ外来による日射または熱射による身体の障害)になった場合にも、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いします。

※国内旅行傷害保険とは、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約をセットしたものをいいます。国内旅行傷害保険には、賠償責任危険担保特約、携行品損害担保特約、救済者費用等担保特約等をセットすることができます(保険証券等には国内旅行総合保険と表示される場合があります。)。

※上記「日本国内旅行中」とは：

「国内旅行傷害保険(安心その①-1、2)」については、「旅行者が付保する国内旅行傷害保険契約に関する特約」がセットされているため、「日本国内において旅行に参加するため所定の集合地に集合したときから所定の解散地で解散するまで」、「国内旅行傷害保険(安心その①-3、4)」については、「日本国内において旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまで」の「旅行行程中」をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者(保険の対象となる方)が居住している戸室内をいいます。

※上記「傷害」におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、急性性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。(例えば職業病、テニス肩等)